

標準手順書

手順書 No. :EXP0001

改定:06 ページ:1/12

輸出と貿易に関する準拠手順

タイトル:

注意:本書に含まれる情報は、Kennametal Inc.および/または Kennametal Inc.の子会社の所有物であり、専有情報や企業秘密に関する情報および知的所有権を含む場合があります。ある特定の目的のために、Kennametal 社内で使用するために、本書はあなたに機密で提供されたものであり、その目的でのみ使用可能です。本手順の全部であっても一部であっても、その再製、配布や活用、権限のない個人に対する内容の伝達は禁止されています。禁無断転載。

本ページは手順の全改定を記録するためのページです。			便宜を図り、改定理由は簡単に特記事項下に記載してあります。関連する全ての変更事項、追加事項、あるいは削除事項を完全に理解するため、手順書を確認して下さい。特に記載がない限り、本改訂版は受領次第実施されるものとします		
改定	改定者	ページ	特記		
00			この手順は、10年以上前に設置された Kennametal の輸出に関する方針に置き換わるものです。		
01	Mike Waldrop	4,5,6	使いやすさを考え、参照用の表と更新した指針情報を追加しています。		
02	Mike Waldrop	4	キューバを輸出禁止ステータスから除外し、制限ステータス 2.A に追加しました。		
03		1,9	参照日(1 ページ)を更新し、Mike Waldrop から Jeff Black(9 ページ)へと変更しました。		
04	Seth Rice	1	Jeff Black および Michelle が再発行しました。		
05	Mike Waldrop		Jeff Black に代わり Mike Waldrop が引き継ぎ、一般的な表現に対して軽微な変更を行いました。イランを輸出禁止国リストに加えました。輸出禁止地域を拡大し、ウクライナのクリミア地域を加えました。		
06	Mike Waldrop	3,7,9	中国、ベネズエラとロシアのエンドユーザーおよびエンド使用への制限を加えました。スーダンへの厳格な制限を解除しました。ヨーロッパ技術管理への情報を追加しました。武器システム営業に関する追加情報を追加しました。		
改定	発行者		承認者		承認日
00	Mike Waldrop		Kevin Nowe		2014/01/24
01	Mike Waldrop		Kevin Nowe		2015/02/11
02	Mike Waldrop		Kevin Nowe		2015/09/23
03	Mike Waldrop		Kevin Nowe		2016/04/01
04	Jeff Black		Michelle Keating		2017/08/25
05	Mike Waldrop		Michelle Keating		2019/03/08
06	Mike Waldrop		Michelle Keating		2021/02/05

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

I. 適用範囲

この輸出と貿易に関するコンプライアンス手順(以後本「手順」とする)は直ちに実施され、2019年3月8日付の手順の以前のバージョンよりも優先されるものとします。本手順を復習して、最後に配信後の変更事項を理解し、一般的に本手順に慣れることが重要です。本手順は、Kennametal Inc.と世界中にあるその支店、子会社と関連会社(以後総称して「Kennametal」とする)が実施するビジネスに適用されます。

本手順は米国法に焦点を置いています。Kennametal が運営されている他の裁判管轄の法律が適用される場合もありますので、順守して下さい。米国法とその他の裁判管轄の法律の間に矛盾がある場合、Kennametal の総合委員会事務所に問い合わせして下さい。本手順は、アイテム(ハードウェア、ソフトウェアや技術)またはサービスの国境をまたぐ移転にも適用され、移転が Kennametal 関連会社間で行われるか、サードパーティが関わるかに関わらず適用されることに注意することが重要です。さらに、本手順は、下記に詳細を説明の通り、外国人が関わる技術やソフトウェアのソースコードの移転にも適用されます。

Kennametal の貿易コンプライアンス部門は輸出管理システムを実施しており、その中で、Kennametal が適用法に確実に準拠し続けるための構造やガイダンスを提供しています。Kennametal の輸出管理システムの有効性を確保するため、Kennametal 施設の貿易コンプライアンスコーディネーター並びに、製品、サービスや技術の輸出に何らかの方法で関わるその他全てのスタッフが、本手順を完璧に理解し、本手順のあらゆる側面において、完全に準拠できるように、それぞれの責任を負うことが非常に重要となります。

特定の提案された取引について、本手順の有効性に関して質問がある場合、貿易コンプライアンス部門まで問い合わせして下さい。添付の輸出と貿易に関するコンプライアンス検討用紙を記入・提出することで、かかる事項の検討を迅速に処理でき、追加情報要求時に生じる遅れをなくせます。

II. 技術移転

1. 下記に規定の制限事項は、海外および国内でも適用され、あらゆる国からの製品、コンポーネント、ソフトウェアやサービスを用いた購入または移転、並びにそのような製品を製造、開発および/または使用するための技術移転にも適用されます。

2. 米国政府は製品を製造、開発や使用するための技術移転を輸出とみなしており、かかる輸出も、米国輸出規制によって統治されることに注意することが重要です。このため、本手順において、「製品」という言葉が出てくる場合、企業がその製品を製造、開発や使用可能となるサービスや技術情報も含まれます。防衛や軍事関連のアイテムのようなある種のアイテム、あるいは認可国や認可人物が関わる移転に関しては、アイテムの製造、開発や使用に関連する技術だけに限定されず、幅広い範囲の技術やサービスが管理されます。

3. 本手順は(a)米国内の外国人(米国市民や米国永住者でない人物)世界中の Kennametal 施設の外国人への技術移転やソフトウェアソースコード移転;(b)米国コンテンツが

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

取り込まれた外国産の製品をある外国から他の国へ輸出；(c)制限および禁止された国、企業や人物との貿易にも適用されますが、これについては詳細を下記に説明します。

4. 同様に、適切な承認無くして、Kennametal では、輸出ライセンス要件が課されている国への米国技術やノウハウの移転を禁じており、移転される場所は関係ありません。これには、例えば、外国籍の Kennametal 従業員に対して、米国外の Kennametal 関連会社から出向中である外国人に対して、あるいは Kennametal 施設を訪れている外国人や、Kennametal 従業員との会議に出席している外国人に対して、米国内での輸出管理技術の移転が含まれます。これらの制限を踏まえ、米国内の Kennametal 施設への米国市民以外の社内出向や、世界中の従業員が、彼らが市民や永住者ではない国への出向に際しても、承認する前に、事前にコンプライアンスプランに着手しておかなければなりません。

5. 本手順はヨーロッパからおよびヨーロッパ内での技術移転にも適用されます。ヨーロッパでは輸出管理技術に関する移転には、欧州連合を形成する様々な国で移転される場合、輸出ライセンスが必要となる場合が多いので、ヨーロッパではさらに複雑になっています。軍事以外のアイテムであれば加盟国間を自由に移動できますが、大部分については、各加盟国では軍事アイテムや技術に関しては独自の要件を維持しています。このトピックスに関する詳細ガイダンスは、貿易コンプライアンス EMEA のマネージャ、Petra Stockmann に連絡してください。

6. 本手順は、米国とヨーロッパ以外の国の間で移転が行われる技術についても適用されます。軍事目的で管理されている移転される技術に関しては、Kennametal の法務部または貿易コンプライアンス部の検討を要します。

7. Kennametal ビジネスシステムへのアクセス制限は、本セクションに記載の適切な権限とアクセスに対応していなければなりません。特に、管理製品図面が不正に外国人へ技術移転される可能性を避けるため、Kennametal PLM システムが実施されています。

III. 輸出禁止国および制限国と制限企業

様々な理由により、明確に取引を禁止、あるいは制限している国があります。これらの国への製品の販売/輸出およびこれらの国からの製品の購入/輸入を含む、これらの国とのビジネス取引は下記の通り、明確に制限されています。

1. 輸出禁止国一

国	禁止	注意
キューバ	全ての取引	1.A
イラン	全ての取引	1.A
北朝鮮	全ての取引	1.A
シリア	全ての取引	1.A
ベネズエラ	ベネズエラ政府との全ての取引	1.B.

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

- A. これらの国(政府、会社や国民を含む)は総合貿易管理制御対象であり、よって、Kennametal では、このような国、あるいはこのような国が関わる取引を一般的に行わないことになっています。ガイダンスが必要な場合や、質問がある場合、貿易コンプライアンス部門あるいは総合委員会事務所まで問い合わせて下さい。
- B. ベネズエラ政府は輸出禁止対象であり、よって米国人はベネズエラ政府およびベネズエラ政府が所有するいかなる企業との全ての取引に従事することが実質的に禁止されています。Kennametal ではベネズエラとの取引やベネズエラに関わる取引は一般的に行っていません。ガイダンスが必要な場合や、質問がある場合、貿易コンプライアンス部門あるいは総合委員会事務所まで問い合わせて下さい。

2. Kennametal 規制国一

国	禁止	注意
アフガニスタン	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
アルメニア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
アゼルバイジャン	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ベラルーシ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ビルマ/ミャンマー	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
中央アフリカ共和国	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
中国	制裁国として拡大。軍事-および防衛最終使用およびエンドユーザーに関わるもの	2.C
コンゴ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
サイプレス	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
エリトリア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
イラク	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
ハイチ	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
レバノン	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
リビア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
パレスチナ管轄地区 (西岸とガザ地区)	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A

標準手順書

手順書 No. :EXP0001

改定:06 ページ:5 /11

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

ロシア	制裁国として拡大。あらゆる軍事または防衛（最終使用またはエンドユーザー）取引、特定のオイル・ガス取引	2.B
ソマリア	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
南スーダン	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
スリランカ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
スーダン	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A
ウクライナ	クリミア地区におけるあらゆる取引を禁止。	2.B
ベネズエラ	EAR99 品目あるいは AT や CC 目的のみで管理されていない限り、ほとんどの製品を許可なしでは輸出できません。	2.D
イエメン	エンドユーザー/エンド使用制限	2.A
ジンバブエ	軍事および防衛最終使用に関わるもの	2.A

- A. 取引管理制限対象のその他の国は、適用範囲がもっと限定されています。これには、これらの国との国防貿易活動、最終使用またはエンドユーザーベースの制限、制限制裁、あるいはヨーロッパ貿易関連制限に関する完全または部分的制限が含まれます。これらの国が関わる取引提案があれば、貿易コンプライアンス部門の Mike.Waldrop@Kennametal.com に問い合わせ、本手順の最終ページに記載の情報を提供して下さい。
- B. ロシアおよびウクライナへの特定の取引は、米国および EU の両方で制限されています。
- (a) ロシアに関しては、金融、石油探索、ガス探索、軍事最終使用とエンドユーザーおよび防衛関連の取引が含まれます。
 - (b) ウクライナに関しては、クリミア地域への全ての取引が禁止されています。
 - (c) 軍事関連企業に対する拡張制裁審査には、所有者および関連企業に対してより厳しい審査を要します。
 - (d) これらの地域へのあらゆる取引には、貿易コンプライアンスに関する検討を要しますので、Petra.Stockmann@kennametal.com に問い合わせ、本手順の最終ページに記載の情報を提供して下さい。

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

- C. 中国 - 米国の法では一般的に中国への商業用アイテムの輸出や再輸出を許可していますが、米国およびヨーロッパでは中国に対して総合的な武器輸出禁止を実施しており、米国大統領の免除がない限り、中国および中国国籍を有する者への防衛物資、防衛サービスや関連技術データのあらゆる輸出や再輸出、中国から米国への防衛物資のあらゆる一時輸入、および中国に関わる防衛物資や防衛サービスのあらゆる仲介業を禁止しています。さらに、輸出業者がそのアイテムは中国軍最終使用される目的である、または軍事エンドユーザーであると知っている場合、あるいは知るに足る理由がある場合、米国政府の使用許可を要しない 30 種類以上の商業用、軍民両用アイテムの輸出および再輸出に対し、使用許可を要するものとします。このような要件により、防衛または軍事用途に何らかの関連がある中国顧客との見込みビジネスに関しては、貿易コンプライアンス部門が慎重に検討するので、Gracie.Gu@kennametal.com に問い合わせ、取引を開始する前に、本手順の最終ページに記載の情報を提供して下さい。
- D. ベネズエラ政府が米国の輸出禁止対象国ではありますが、ベネズエラ国民やベネズエラの民間企業との取引すべてに対して OFAC 認定が必要なものではありません。ただし、EAR99 以外あるいは反テロまたは犯罪管理目的で管理されている品目以外に区分されている米国原産製品の販売には米国商務省の許可が必要となります。さらに、ベネズエラが軍事最終使用される場所である、あるいは軍事エンドユーザーである場合に、ベネズエラへ輸出または再輸出するための米国政府の使用許可を要しない 30 種類以上の商業用、軍民両用アイテムの輸出および再輸出に対し、使用許可を要するものとします。ベネズエラに関わる取引提案があれば、貿易コンプライアンス部門の Mike.Waldrop@Kennametal.com に問い合わせ、本手順の最終ページに記載の情報を提供して下さい。

3. 制限企業 –

輸出禁止国と上記 1 と 2 に記載の Kennametal 制限国に加え、政府は、取引を禁じている数多くの国の特定企業、船舶、団体や個人をまとめたリストを定期的に発行しています。また、武器拡散、テロリズム、麻薬の不法取引やその他の慎重に対処すべき活動に関わる特定人物や団体に対して、ターゲットを絞った包括的な制裁も行っています。政府が発行する様々な関連リストも、Kennametal ネットワークに接続されたあらゆるコンピュータより、Kennametal イン트라ネット <http://kds.kennametal.com> を通じてオンラインで利用できます。新規顧客や新規ベンダーアカウントについては、全て取引開始前に、これら各リストと照らし合わせて必ず審査し、制限団体との取引や取引約束を根絶して下さい。制裁団体リストは頻繁に変更されるので、既存顧客についても、購入や販売に関して定期的に再審査することを推奨します。

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

取引ベースの SAP への注記ですが、SAP は団体創設時およびその後の取引実行時に、団体を審査するように構成されています。制限団体に関する質問があれば、貿易コンプライアンス部門または総合委員会事務局まで問い合わせ下さい。

IV. ハイリスク指標

1. 他にも、取引開始前に、提案された取引に対して、貿易コンプライアンス部門または総合委員会事務局の審査が必要な状況があります。このような状況には下記が含まれます：

- A. 禁止あるいは慎重に対処すべき国またはエンドユーザーへ移転されるリスクがある状況；および
- B. 提案された取引に関して通常提供されるはずの情報がない、一般的でない配送ルートの使用をリクエストされた、あるいは顧客指定の最終使用製品とは異なる一般的ではない製品仕様書の使用をリクエストされたなど、販売に関わる疑わしい、あるいはいかがわしい状況がある場合。

2. 上記に記載の状況や、意図せぬ団体、場所やエンドユーザーへの移転の可能性があるなど、同様の状況がある場合、危険信号あるいは警告として考え、取引開始前に、貿易コンプライアンス部門あるいは総合委員会事務局に対処するよう、すぐに問い合わせ下さい。このような場合、添付の輸出と貿易に関するコンプライアンス検討用紙にできる限り多くの情報を記載して提供して下さい。

V. ミサイル、核活動、化学兵器、生物兵器とテロ

1. 米国法並びに本手順により、Kennametal が、下記に記載の国以外で、ミサイル、核兵器、化学兵器や生物兵器、あるいは特定の核調査や原子力発電施設の設計、開発、製造、備蓄や使用を支持するような活動に従事することを制限しています。本セクションに関連するいかなる事業は輸出許可を要するので、貿易コンプライアンス部門または総合委員会事務局まで即時に相談してください。

オーストラリア	ギリシャ	ノルウェー
オーストリア	アイスランド	ポルトガル
ベルギー	アイルランド	スペイン
カナダ	イタリア	スウェーデン
デンマーク	日本	トルコ
フィンランド	ルクセンブルク	イギリス
フランス	オランダ	アメリカ合衆国
ドイツ	ニュージーランド	

2. 大量破壊兵器（核爆弾；化学兵器や生物兵器およびミサイルを含む）の拡散やテロリズムを支援する可能性のある活動に対する大きな懸念があるため、かかる活動へ潜在的な

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

支援を提供するような事業や、かかる目的の製品の違法な転用となるような事業は実施しないで下さい。

VI. 武器弾薬と非核兵器

武器弾薬(爆弾や非核兵器を含む)の製造、修理および/または販売のために設計された、あるいはそのような目的で使用される製品、コンポーネント、サービスや技術の輸入または輸出(直接または間接)、および爆弾、武器や爆弾や武器のコンポーネントを含む、かかる製品やコンポーネントの製造のための製品、コンポーネント、サービスや技術の輸入または輸出(直接または間接)にも、貿易コンプライアンス部門あるいは総合委員会事務所からの承認が必要です。

VII. 反ボイコット規制

アラブ諸国のイスラエルボイコット(あるいは米国が参加していないその他の国のボイコット)に対して、Kennametal の参加要請や参加招待があった場合、直ちに貿易コンプライアンス部門または総合委員会事務所に報告し、ガイダンスが提供されるまで何も行動しないで下さい。このような要請は、多くの場合中東諸国からあるものですが、見積要請や発注書、信用状あるいはこれらを組み合わせた文書のような、商業用文書に含まれる場合もあります。また、このような要請は様々な形式を取る場合もあり、口頭である場合もあります。例を挙げると、商品がイスラエル原産でないとの認定要請、あるいは「ブラックリスト」に掲載されている特定サプライヤーと取引しないことへの同意要請などが挙げられます。Kennametal では、かかるビジネスが実際に行われたかどうかに関わらず、Kennametal あるいはその支店、子会社や関連会社がかかる要請を受け取った場合、米国政府へ直ちに報告することを義務付けています。あらゆるこのような報告に関しては、貿易コンプライアンス部門および総合委員会事務所を通じて調整します。

VIII. 文書の輸出と使用許可

1. 上記に記載の米国法の下での制限、検討や禁止に加え、いかなる国からであっても、あらゆる輸出に対して、適切な輸出ライセンスや文書手順に従っていることが必須であり、Kennametal 手順、輸出が行われる国の法律、適用されるその他の法律に従って確実に取引を行うようにして下さい。例えば、米国法では、米国からの輸出は、必要に応じて、積荷書類に関する宛先管理ステートメントや、電子輸出情報(輸出取引に関連する自動輸出システム記録)の記入と出願を含む、特定の書類やその他の要件を満たすことを義務付けています。さらに、特定の輸出先への特定の製品の輸出や再輸出、あるいは販売に関して、米国当局から事前に承認を申請し、承認を得なければならない場合もあります。その他の国の政府も、同様の輸出手順を設けており、該当する場合、従わなければなりません。

2. 輸出または輸入書類の作成を含む、製品の輸出や輸入に関わる Kennametal スタッフは全員、彼らの国からの製品の輸出あるいは彼らの国への製品の輸入に関する要件を確実に理解するため、適切なトレーニングを受けなければなりません。輸出/輸入に関するコンプライアンストレーニングの予定を入れる場合、あるいは必要書類、使用許可やトレーニングに関する質問がある場合は、貿易コンプライアンス部門まで直接問い合わせて下さい。

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

本手順や特定の取引に関する本手順の適用に関して質問がある場合はいつでも、倫理とコンプライアンスプログラムのシニアマネージャである Mike Waldrop まで、電話+(01) 724.539.5147 またはメール(Mike.Waldrop@kennametal.com)で問い合わせて下さい。貿易コンプライアンス部門は全力を尽くして迅速に回答を提供し、合法的なビジネスチャンスを不当に拒否したり、遅らせるようなことは決して致しません。

繰り返しますが、本手順はどんな場合でも従わなければならない、貿易コンプライアンス部門が必要に応じて更新します。本手順や適用される輸出、輸入や米国およびその他の国のその他の貿易コンプライアンス法に準拠することは、非常に重要です！適宜、組織内全体に本手順を配信して下さい。

輸出と貿易に関するコンプライアンス手順

IX. 輸出と貿易に関するコンプライアンス検討用紙(製品、サービス、ソフトウェアと技術)

Kennametal の輸出と貿易に関するコンプライアンス手順(製品、サービスと技術)に従った、取引のコンプライアンス検討を要請する目的で行う問い合わせには、全て下記情報を必ず含むようにして下さい。かかる問い合わせに関しては全て本用紙を記入し、Kennametal 貿易コンプライアンスグループまたは総合委員会事務局までメール送信して下さい。

1. 問い合わせをしている Kennametal の代表または関連会社の名前と場所。
2. 最終仕向け先国を含む、製品の配送ルート。
3. 直接顧客の名前、住所と業種。
4. 製品、サービスや技術の最終エンドユーザーの名前、住所と業種、および上記#3に記載の顧客とは異なる場合、製品、サービスや技術の中間ユーザーの名前、住所と業種。
5. 輸出される製品、サービスや技術とその原産国あるいは製造国。
6. 製品、サービスや技術の顧客の意図する最終使用目的。
7. 輸出される製品、サービスや技術の価値(US ドルで)。
8. もし製品が海外で製造された場合、製品の米国含有率を表す、#7に記載された価値への割合(%)。